

栃木県の各地域における 高齢者の貧困状況の実態と その支援のあり方に関する調査研究

◎大石剛史、松永千恵子、桧原賢一、檜山光治、
児玉幸弘、飯島恵子、上新達也、増渕祐子、船山克美

1. 研究の目的

2015年に出版された藤田孝典の著書『下流老人』は、わが国における高齢者の貧困状況を明らかにし、大きな話題を呼んだ。高齢者の相対的貧困率は、2012年のデータでは18.0%と世代全体平均より高い傾向があり、高齢者の5人に1人が相対的貧困状況にある。

折しも平成27年度から生活困窮者自立支援制度が全国の各自治体で開始され、高齢者の貧困問題を含む様々な生活困窮の課題が各自治体や社会福祉協議会等の相談窓口に上がってきている。

本研究は、特に栃木県の高齢者の貧困状況の実態把握に焦点化し、調査を行う。栃木県は都市部、中山間地域、過疎地域等、多様な地域性を有する県であり、それぞれの地域の特徴に応じてどのような高齢者の貧困課題があるかを明らかにする。

また、高齢貧困世帯への支援事例を県内の支援機関等の協力により収集し、支援上何が課題となっているのか等について考察し、有効な支援のあり方を検討する。

2. 研究の方法

①研究の対象

生活困窮者自立支援制度の対象となっている方への支援事例、
また生活保護対象者となっている方への支援事例を中心とする。
今回は、10機関から提供を受けた14の支援事例を検討した。

②研究の方法

各市町村自治体、市町村社会福祉協議会等において、生活困窮者自立支援制度担当
ワーカー、地域包括支援センターの社会福祉士等の専門職に、可能な範囲で支援事例
の提供を求める。

支援事例を検討し、支援上の課題を、制度的課題、援助システムの課題、援助技術的
課題などの側面から分析する。またこれらの考察から、どのような制度、援助システム、
援助技術が求められるのかを考察する。

③倫理的配慮

本研究は国際医療福祉大学倫理審査委員会の審査を受けたうえで実施した。

3. 高齢者が貧困に陥る原因の枠組み(仮説)

河合克義は、高齢者が貧困に陥る仮説として以下の3点を挙げている。

①生活基盤の不足と低水準(特に住宅の貧困)→孤立化・貧困化

②①が個々の世帯に負わされ、ローン漬け等に至る。家族関係の崩壊→孤立化・貧困化

③商業資本の都市への集中が②の傾向に拍車をかける。

河合の説は、特に都市の高齢者について、高齢者が貧困に陥る要因を考察する際参考になる。特に住居の貧困から経済的貧困、孤立化などの関係性の貧困が生じ、様々な生活困窮に至るといふ、貧困の連鎖プロセスが起こることがわかる。

参考文献:河合克義、『老人に冷たい国・日本「貧困と社会的孤立」の現実』、

光文社新書、2015年

矢部武は、『日本より幸せなアメリカの下流老人』の中で、アメリカ人に比較して、日本人の乏しい権利意識が、日本の高齢者の貧困の原因の1つになっていることを指摘している。

わが国には生活保護パッシングなど、公的支援を受けることに強いスティグマを感じるような社会的意識が根強くある。

憲法25条の保障する生存権は、国民の当然の権利であるが、公的支援を受けることのスティグマ感から、利用できる権利を行使せず、結果的に困窮状態に陥っている高齢者も多い。

ここからは権利意識(人権意識)の貧困という貧困の要因を抽出できる。

参考文献：矢部武、『日本より幸せなアメリカの下流老人』、朝日新書、2016年

矢部武は、アメリカの低所得高齢者対策の制度を検討する中で、日本に比べてアメリカの低所得高齢者対策の諸制度は充実していることを指摘している。

良く知られているメディケア、メディケイドの他に、補足的保障所得 (SSI)、フードスタンプ、家賃補助制度 (SHEP)、貧困家庭一時扶助 (TANF)、居場所を確保するシニアセンター (低所得者に無料で食事も提供) など様々なものがあり、いわゆる下流老人でも、不安なく生活できる制度がわが国よりも多い。

また、制度の使い勝手もいい。たとえば、日本の生活保護における、生活扶助に相当するSSIは、親族の扶養義務が一切問われないので、生活保護制度よりも使い勝手が良いといえる。生活保護では、親族の扶養義務が建前になっているので、親族に連絡が行くことを忌避して、申請を行わない人が多い。

ここからは、わが国の低所得高齢者対策における制度の貧困という要因を抽出できる。

参考文献：矢部武『ひとりで死んでも孤独じゃない 「自立死先進国アメリカ」』、新潮新書、2012年

以上の先行研究から、高齢者が貧困に陥る要因の仮説として、以下の5点を設定した。

- ①住居的要因
- ②経済的要因
- ③关系的要因(孤立、孤独)
- ④人権意識的要因(公的支援への強いスティグマ)
- ⑤制度的要因(制度の不備、使い勝手の悪さ)

また、上記の環境的要因とは別に、本人の個人的要因として以下の3点を設定した。

- ⑥身体的疾病、障害等による要因
- ⑦精神的疾病、障害等による要因(認知症、知的障害、発達障害含む)
- ⑧生活維持能力の不足(家計管理能力、家事等の家政能力)

高齢者の各事例における貧困は、これらの各要因が相互作用する結果生じると仮説し、本研究における高齢者の貧困要因の分析枠組みとして設定した。

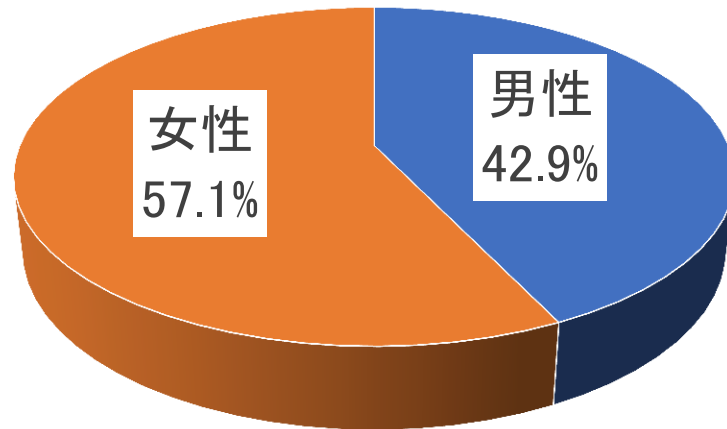
3. 結果

分析対象事例の概要

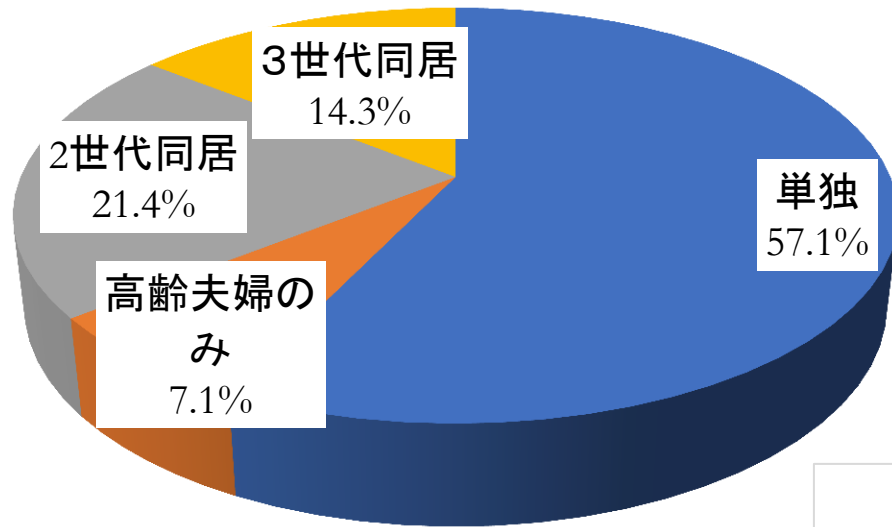
①事例数 14例

②事例の支援対象者(世帯主)の平均年齢 79.18歳(不明1ケース除く)

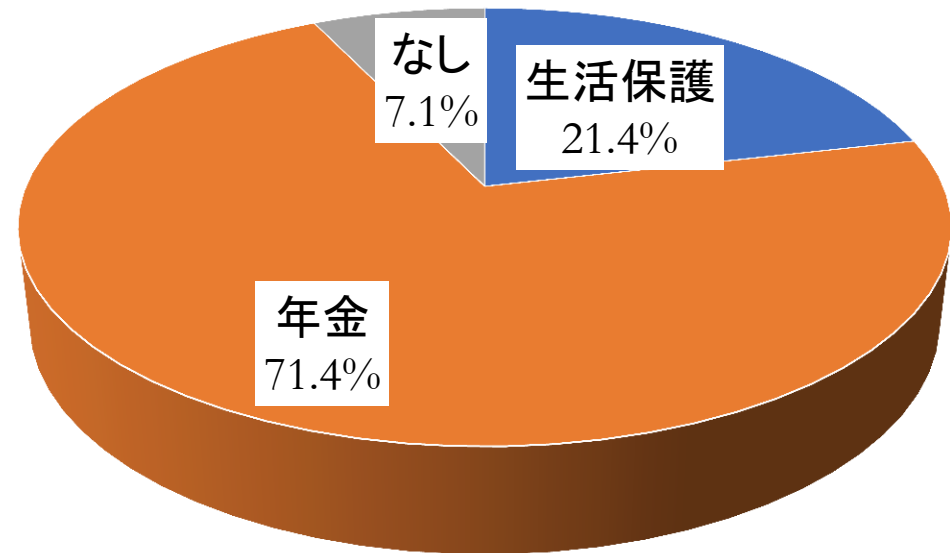
③事例の支援対象者(世帯主)の性別



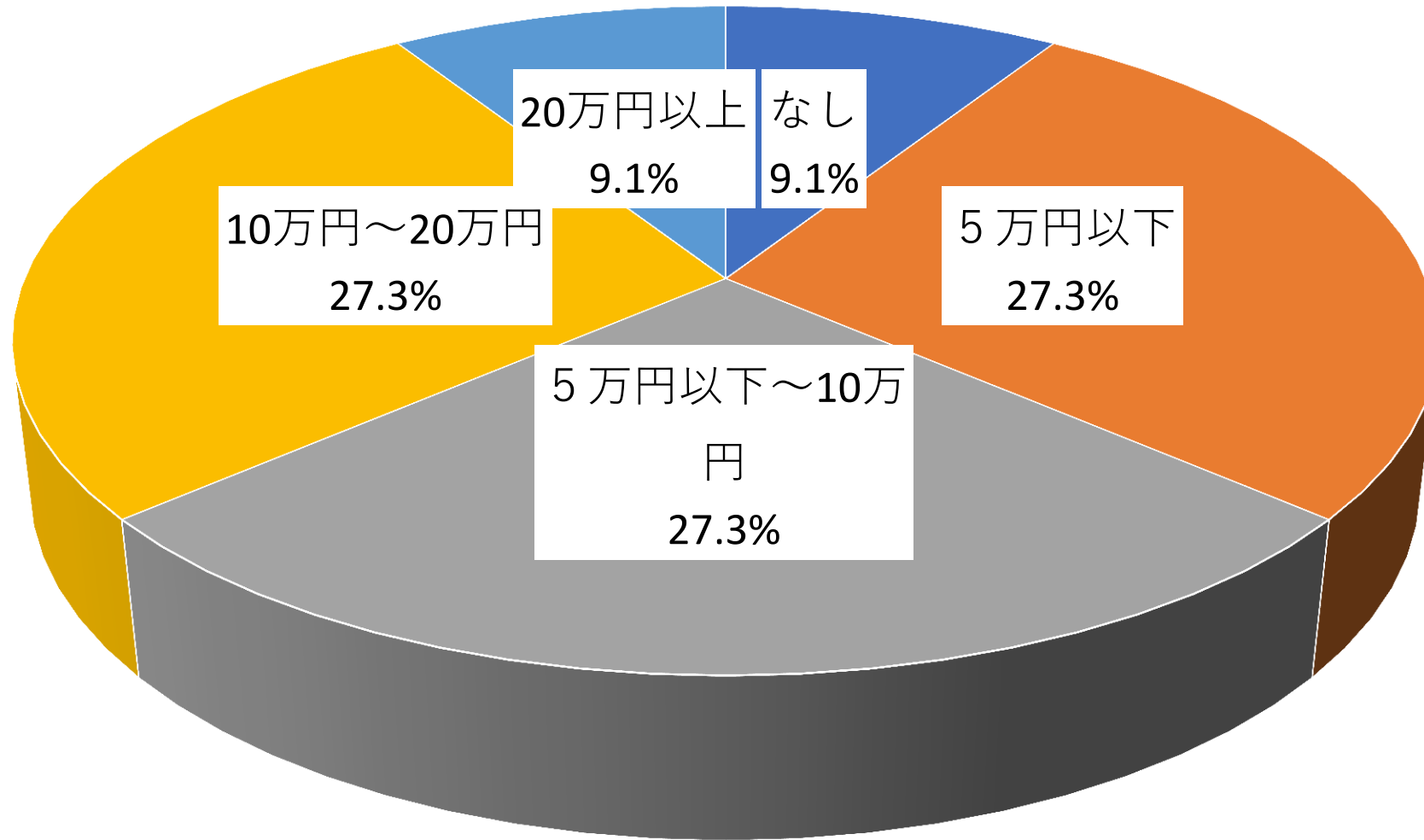
④事例の世帯類型



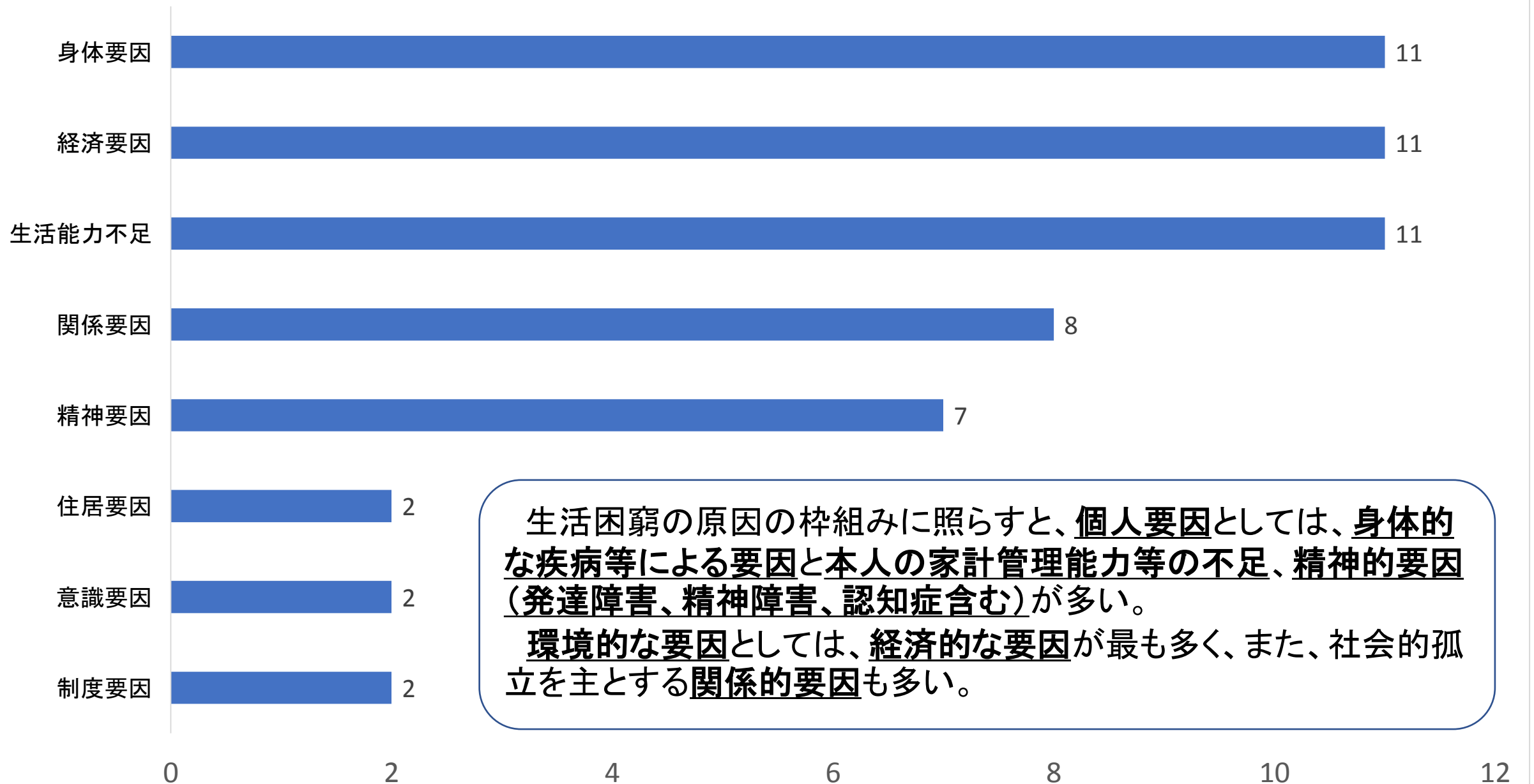
⑤事例の収入源



⑥事例世帯の収入額(生活保護受給世帯除く n=11)



⑦事例世帯の生活困窮要因の分析



生活困窮の原因の枠組みに照らすと、個人要因としては、身体的な疾病等による要因と本人の家計管理能力等の不足、精神的要因（発達障害、精神障害、認知症含む）が多い。

環境的な要因としては、経済的な要因が最も多く、また、社会的孤立を主とする関係的要因も多い。

※参考 各事例に該当する生活困窮原因

事例No.	ケース当事者(世帯)に当てはまる困窮の原因仮説 ①住居、②経済、③関係、④意識、⑤制度、⑥身体的疾病・障害、⑦精神的疾病・障害、⑧生活能力不足
1	②、④、⑥、⑦、⑧
2	②、⑧
3	③、⑥、⑦、⑧
4	⑥、⑦、⑧
5	③、⑥、⑦、⑧
6	①、②、⑥
7	②、③、⑥、⑦、⑧
8	①、②、③、⑥
9	②、③、④、⑥、⑦、⑧
10	②、③、⑥、⑧
11	②、⑤、⑧
12	②、③、⑥、⑦、⑧
13	②、③、⑥
14	②、⑤

各事例、生活困窮の要因は一様ではなく、また複数の要因が相互作用して、生活困窮の原因となっていることが窺える。

また、事例を分析すると、各要因が連鎖して生活困窮の要因を形づくっていることがわかる。

(※例えば、本人の⑦精神的要因が、⑧生活能力不足を引き起こし、結果的に③関係性の欠如(社会的孤立)をもたらし結果的に生活に困窮するようなパターンや、何らかの⑥身体的な疾病により、②経済的困窮に陥り、生活に困窮するパターン、あるいは①住居からの立ち退きの必要性和②経済的困窮、⑥身体的要因が重なり合って、生活困窮に陥るパターンなどがある。)

4. 生活困窮の要因についてのパターン分析

支援事例を詳細に分析した結果、以下のような生活困窮に陥る原因のパターンを類型化できるのではないかと考察した。

パターン①引き金型

「それまでは一定の生活を維持してきたが、ある出来事をきっかけ（引き金）として、世帯の扶養負担が増大し、家族関係の崩壊や、生活維持能力の欠如から貧困に陥るパターン」

①トリガー（引き金）としての世帯内での課題発生（世帯構成員の病気、介護の必要性、失業、事故・事件、お金の使い込み、住居退去等）



②世帯内での扶養負担等の増大（制度の不備や知識不足、スティグマ感情による公的支援の忌避等により、負担に拍車）



③家族・親族関係の崩壊や地域社会からの孤立化（家族、親族関係、近隣関係の不和が発生し、社会的に孤立）



④生活維持能力の低下がゴミ屋敷等の問題を発生させ、ますます孤立化が進み、生活困窮が深まる

パターン②個人的要因型

「もともと社会的孤立状況にある人、なりやすい人が、ある出来事をきっかけに生活状況が貧困化するパターン(精神障害、発達障害、犯罪歴等)

①元々の発達障害傾向、精神疾患、犯罪歴、離婚・未婚による単身生活等の事由により、社会的孤立状況に置かれている。



②家族や親族、地域社会との関係性の不和や、関係の断絶による社会的孤立状況



③本人の疾病や、世帯を支えていたキーパーソンの病気や死、転居等によるきっかけ(引き金)



④生活維持能力の低下や収入源等による経済状況の悪化により、生活困窮状態が顕在化する

パターン③地域環境変化型

「世帯を取り巻く地域環境が時代の流れと共に徐々に変化（産業構造の変化、人間関係の変化等）により、時代の流れから取り残された結果、生活困窮に陥るパターン

①地域全体が過疎化等により徐々に変化（地域全体の高齢化、貧困化、相互扶助能力の低下等）



②その中で、社会の変化に対応できなかった人（個人的要因としての発達障害やそれに伴う対応力不足等による）の生活課題が顕在化



③それらの生活課題に対応する社会資源や制度不足により、生活困窮状況への対応ができない。

ここであげた3つのパターンは、それぞれ独立しているというより、各事例に複合的に起こっている。パターン類型は、事例の生活困窮の背景として、主要な要因となった背景の強調点を示している。

パターン①「引き金型」は何らかのきっかけ(引き金)により、それまで通常の生活を営んできた人が生活困窮に陥るパターンであり、最も一般的に起こり得るパターンと言える。

パターン②「個人的要因型」はもともとその人の個人的要因として社会的孤立や生活困窮に陥りやすい要因があり、それまでは自立生活を維持していたが、やはりなんらかのきっかけで生活困窮が顕在化するパターンであり、その人のもともとの個人的要因に負うところが大きい。

パターン③「地域環境変化型」は個人的な要因というより、地域社会が時代の流れと共に徐々に変化したことによって、その時代の流れに対応できなかった人の生活困窮状況が顕在化するパターンであり、過疎化、都市化により生じる可能性がある。時代の流れに取り残されるのは、個人的な対応力の欠如によるところが大きいが、社会環境の変化と個人的要因の相互作用で引きこされると考えられる。

各パターンの相違点にも関わらず、各パターンに共通して、

①なんらかの引き金(トリガー)があること、

②社会的孤立が生活困窮を深める要因となること、

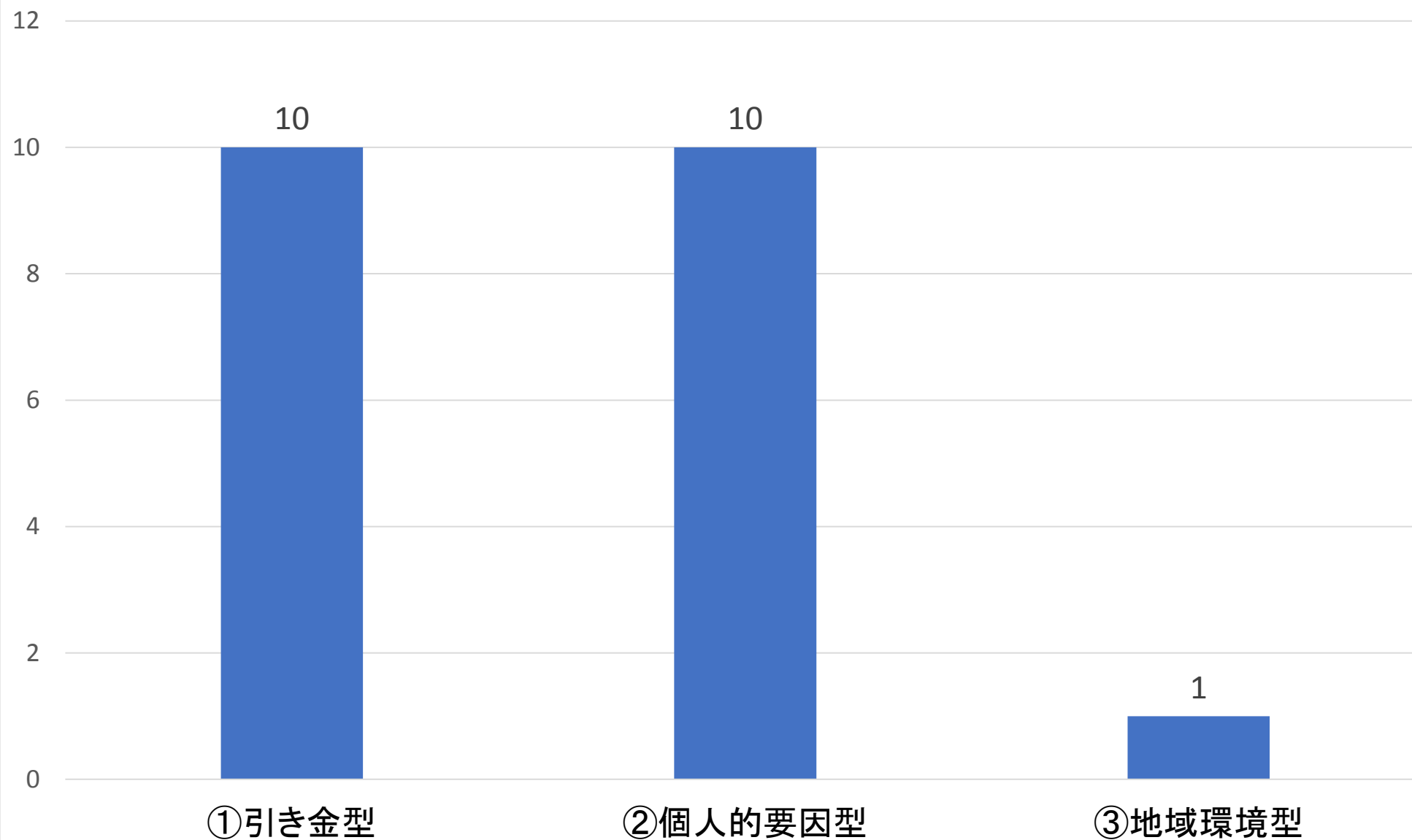
③それらの生活困窮に対応する社会資源、制度の不足が生活困窮をさらに深める要因となること

④生活困窮状態は、社会的孤立状況を深め、さらに生活困窮状況を悪化させる、という負の連鎖(スパイラル)に陥りやすいこと

が言えると考えられる。

事例No.	ケースの当事者が困窮状態に陥ったパターン分析 (パターン①引き金型、パターン ②個人的要因型 パターン③地域環境変化型)
1	①世帯を支えていた本人が、疾病により働けなくなった。 ③地域の過疎化により、かつては得られていた地域の助力を得ることが難しくなった。
2	②もともとの家庭の貧困状況と、本人の家計管理能力のなさ。
3	①妻の認知症発症により、介護負担が増大 ②知的障害の疑い？元々の家計管理能力の欠如
4	①本人の認知症の発症等 ②養護者の生活能力、介護能力不足
5	②金銭感覚のなさ、価値観の偏りなど。特有のこだわりから、発達障害の可能性もある
6	①夫が死去後一人暮らし。住居の立ち退きをせざるを得なくなった。
7	①疾病により、働くことができなくなった。 ②本人の生活能力不足。健康に無頓着。親族との関係断絶
8	①詳しい事情は不明だが、持ち家を追われてしまった。賃貸住宅に転居したが、要介護状態になり、在宅での生活維持が困難に。
9	①家族の浪費、犯罪歴のある親族との同居、妻の要介護状態、本人の判断力低下 ②犯罪歴のある親族による浪費や身体的、経済的虐待、本人の生活能力不足
10	②本人の家計管理能力不足
11	①身体的な衰えから、稼働能力の低下 ②公的支援を拒否するこだわりのある性格
12	①世帯の支え手であった親族の死去、本人の疾病 ②本人に発達障害の疑いあり、生活維持能力の不足
13	②本人の金銭管理能力の欠如
14	①本人の疾病により、医療費がかさみ、困窮状態に

対象事例が生活困窮に落ちたパターンの割合



5. 事例分析から見る支援の現状と課題

①老人福祉制度、介護保険制度

特に身体的要因による生活困窮や認知症等への支援については、これらの制度につなぐことで、一定の支援効果が見られる。しかし、これらの制度の利用を忌避する方も見られ、ソーシャルワーカー等専門職による信頼関係形成及び、丁寧な支援が求められる。

②生活保護制度

経済的要因による困窮に対しては、生活保護につなぐことで最も大きな支援効果を得ることができる。しかし、硬直化した制度運用(現在居住地の土地の価値があると、売却しなければ保護が下りない等)により、即適用することができない場合もある。また制度を利用できることを知らない、知っていてもスティグマ感から利用しない場合もあり、制度の弾力的運用と、制度への理解促進を図る必要がある。

③年金制度

各種年金制度は、生活保護基準を下回る額しか支給されない場合も多く、実質的な経済保障に至っていない場合も多い。親の年金に子どもや孫が依存し、経済的虐待に至るケースもあり、年金をめぐる、家族・親族間の不和が生じる要因ともなっている。一方、ある程度の額の給付がある世帯については、金銭管理を適切に行うことができれば、年金によって生活の安定が図られるケースもある。いずれにしても、年金制度のみですべての困窮の解決を図ろうとすることには限界がある。

④各種手当、公的融資、小口貸し付け事業

これらの制度は、生活困窮状況への一時的な経済支援に効果があり、これらの制度の適用を入口として支援が開始される場合がある。しかしあくまで一時的な支援に留まる点と、制度がなんらかの理由で適用されなかった場合に、支援者側と、利用者側の関係性の不調和をもたらすリスクもある。生活保護制度同様、適用要件を柔軟にし、使い勝手の良い制度とすることで、支援の入り口としての機能をより強化することが重要ではないか。

⑤生活困窮者自立支援制度

本制度は「自立相談支援」、「住宅確保給付金」、「家計相談」、「一時生活支援」、「就労準備支援」、「就労訓練」、「学習支援」などの各事業からなってるが、今回の事例分析では、「自立相談支援」、「家計相談」における支援が多くみられた。今回の事例では、本人の金銭管理能力の不足から困窮状態に陥っているケースが多く、これらの事業の適用が多くされたと考えられる。しかし、「家計相談」については、支援の入り口としての効果や、収入や支出、債務の整理等を行う上で一定の効果はみられるが、そもそも本人の金銭管理能力が知的障害、発達障害等の理由により低い場合が多く、この事業の適用だけでは限界がある。

本制度は制度開始から間もなく、地域内に社会資源が乏しいこともあり、各担当ワーカーは支援に苦慮しながら実務にあたっている状況が見られる。ワーカーの資質向上も必要だが、ワーカーの実務を支える地域内の社会資源開発、関連職種連携により、制度の実質的な運用効果を高めていく必要がある。

⑥成年後見制度、日常生活自立支援事業

これらの権利擁護制度は、今回の支援事例で適用された事例は多くなかった。背景として、今回の支援事例における対象者に、これらの制度における「判断能力の低下や不足、欠如」等の事由が適用しにくかったこと、適用を検討したが、他者に金銭管理等を一部委ねるという点を利用者本人が忌避したこと等がある。

しかし、今回の事例の多くは、本人の発達障害等からくる金銭管理能力の欠如が困窮の要因となっており、成年後見制度等につなげられれば、本人の日常的な生活支援も含めた金銭管理、福祉サービス利用支援などを行うことができ、極めて効果的な支援につなげられる可能性がある。

これらの制度の適用を図るためには、生活困窮者への適用を積極的に図ること、また、この制度を担い、利用者の生活支援を展開できる後見人の養成、また費用負担が重荷となり、利用に至らないケースもあることから、成年後見制度利用支援事業の適用と拡充が今後重要になる。

⑦各種インフォーマルケア

今回の支援事例において、近隣や友人等の知り合い、親族等の支援、フードバンク等のボランティア活動、民生委員による支援などにより、相当程度、生活困窮者の生活が維持されていることが垣間見えた。一方で支援対象者の中には、社会的に孤立し、これらインフォーマルケアの支援を全く受けていない者もいた。インフォーマルケアは、困窮者が自らの最低限の生活を維持するために欠かせないサービスを提供していることもある(フードバンクや近隣等による食料の差し入れ等)。また、専門職と連携し、困窮者の見守りや異変を察知した場合の通報等に効果をあげている。

一方でインフォーマルケアは最低限の生活保障しかできない点、支援の継続性に不安がある点、対象者をある意味で「食いもの」にするなど「必要悪」になる可能性など、限界があることも確かである。フォーマルサービスや専門職との連携のもと、適切に提供されるインフォーマルケアは、対象者の生活の安定に大きな効果をもたらすので、今後インフォーマルケアとフォーマルケア・専門職ケアとの連携をどのような形で図っていくかが課題である。

⑧多職種連携による支援

今回の支援事例においては、多くの事例で多職種連携による支援体制の構築が図られ、各職種、あるいはインフォーマルケアとの役割分担のもとで、効果的な支援が展開されていた。特に、生活困窮世帯は、世帯内に多様な生活課題を抱えているケースが多く、単一の専門職・機関では対応できないケースが多い。多職種連携が必要であり、またそれ自体が大きな支援効果をあげると考えられる。

一方で、関わる職種が多くなれば、役割分担や、支援目標や方針の統一などが難しくなることが考えられる。生活困窮者支援に関する多職種連携の仕組みを各地域ごとに構築し、より効果的な支援を展開できるようにしていくことが今後望まれる。

6. 高齢生活困窮者支援に今後必要なもの

①予防的アウトリーチ型支援システムの構築

今回の研究では、高齢者が生活困窮に陥る要因について、仮説的に3つのパターンを類型することが出来た。特に個人的要因として生活困窮に陥る要因(孤立や、何らかの障害等による生活維持能力の乏しさ)をもつ世帯については、「トリガー」が引かれれば、一気に困窮状態になる場合が多いことが、今回の事例分析から明らかになった。

現在の生活困窮者支援システムは、対象者が困窮に陥ってから支援を開始する仕組みに留まっているが、今後は「困窮ハイリスク高齢者」を何らかの方法でスクリーニングし、予防的に支援を開始するシステムを構築する必要がある。対象者が困窮状態になる以前にこちら側からアウトリーチし、金銭管理や支援の仕組みを導入することができれば、より効率的に支援が可能になるのではないか。

②使い勝手の良い支援制度の必要性

支援事例の分析から、高齢生活困窮者への支援制度として、各種制度が一定の効果をもたらすことが分かったが、一方で制度の適用がされないことで、困窮状態に留まる事例も多いことが明らかとなった。経済的要因からの困窮状態については生活保護の適用がなされることで大きな改善がなされるが、柔軟な適用がなされないことで困窮状態をより悪化させる事例もあった。

成年後見制度等の権利擁護制度も、適用されれば、困窮の大きな要因となっている本人の家計管理能力の低さを補うことができ、大きな効果を期待できるが、制度の周知不足や、費用負担の問題等による利用の忌避等であまり利用されていない。また、小口貸付け等、支援の入り口として機能しうる制度については、硬直した運用により制度の適用できなければ、逆に対象者と支援者との関係性を悪化させる事例もあり、これらの制度についてはより柔軟な適用を検討する価値はあるのではないだろうか。

③多職種連携支援システムの構築

今回対象とした支援事例においては、一つの世帯に多様な生活課題（経済問題、介護問題、各種障害の課題、引きこもり、社会的孤立、生活支援等々）があり、支援を展開する過程で多職種連携による支援が効果をあげていることがわかった。

現在、国が進めている地域包括ケアシステムの構築においては「我が事、丸ごと」をキャッチフレーズに、全世代、全対象型のケアシステムを構築することが求められているが、生活困窮者支援は、まさに、一つの世帯に全世代、全対象型の対応が求められる可能性が高い。

生活困窮者支援の展開は本格的な制度的展開が始まってから2年しか経過しておらず、支援システムもまだ開発途上にあると言えるが、明らかに、多職種連携による支援は効果をあげるので、関連機関が連携し、効果的な多職種連携システムを構築する必要がある。

④インフォーマルケアの組織化とフォーマルケアとの連携

今回の支援事例をみると、困窮者の生活支援が、インフォーマルケアにより相当程度担われていることが分かった。しかし、それらのインフォーマルケアは、その支援対象者の性格や交友関係等に依存しており、インフォーマルケアを全く得られていない事例もあった。インフォーマルケアは、見守りや緊急時の通報、身近な相談相手などの役割などを担っており、それだけでも困窮者支援にとっては大きな意義がある。

このような効果を期待できるインフォーマルケアの意図的な組織化は、今後高齢生活困窮者を支援する上で、重要な役割を果たしてくれると期待できる。

また、インフォーマルケアの効果はフォーマルケアとの連携により、より高めることができる。緊急時の通報をスムーズに専門機関につなぎ、早期対応ができれば、より効率的、効果的な支援を展開できる。このようなインフォーマルケアとフォーマルケアの連携を、地域社会の中で促進していくことが重要である。

⑤困窮者対策に関する社会意識の醸成

わが国は、憲法25条において生存権を保障しているにも関わらず、国民の意識として国から生活保護等の公的支援を受けることは、社会的に罪悪であるかのような風潮がある。

一方で、医療サービスや福祉サービスについては、公的責任でできるだけ低廉に提供されるべきだという社会意識がある一方、そのサービス費用に掛かる負担については、社会保障費に関わる国民負担比率が他の先進ヨーロッパ諸国などに比べ低水準にとどまっているという現実からもわかるように、国民の社会保障に対する給付と負担のバランス感覚に矛盾があるといわざるを得ない。その結果、医療・介護保険財政は逼迫し、できるだけ医療・介護の財政的効率化を図るという側面から、地域包括ケアシステムの構築が急がれてきた側面を否定できない。

これらの事象は、我々国民の社会保障についての国民的合意を得るための社会意識の醸成が不十分なままで留まっていることが課題である。特に高齢生活困窮者支援においては、高齢になった時に生活困窮状態に対し、人々の生存権の保障を「人権問題」として認識する必要がある、そのための公的給付と費用負担のあり方について国民的な意識醸成を図っていくことが重要である。

⑥高年齢困窮者支援をコーディネート(マネジメント)できる専門職(ソーシャルワーカー)の専門性の向上

上記のような高年齢生活困窮者対策が実行に移されることを前提としたうえで、それらの制度やシステムを効果的に活用し、多職種連携を適切にコーディネートし、インフォーマルケアの組織化を図るなど、生活困窮者支援を総合的にマネジメントできるソーシャルワーカーの専門性の向上を図る必要がある。

高年齢生活困窮者支援を展開するためには、多岐にわたる課題を多様な社会資源を結びつけながら、サポートネットワークを組織化するようなソーシャルワークの技法が求められるし、支援対象者の強みを生かしながら対象者本人と信頼関係を築き、その方々が、専門職やインフォーマルケアの力も借りながら、地域の中での生活を維持していくことができるように促していかなくてはならない。このような支援を展開するには、これらの支援をマネジメントするソーシャルワーカーの高い専門性が求められる。事例検討を積み重ねる中で、個々のワーカーの資質を向上していくことが重要である。

7. まとめと今後の研究課題

今回の研究では、

①高齢生活困窮者が困窮に陥る要因と、パターンの類型化

②現状の支援の効果と課題

③今後期待される高齢生活困窮者支援のあり方

以上3点について仮説的に提示することができた。

当初の研究目的であった、栃木県の各地域(都市部、農村部等)における高齢生活困窮者の状況については明確にすることはできなかったが、いくつかの事例から、特に過疎地域、都市化の進行地域で、地域社会の環境的変化によって、それへの対応力を欠いている人々が生活困窮に陥る可能性を、パターンの1つとして提示することができた。

今後の研究課題としては、より多くの支援事例の分析をとおして、より精緻に

①困窮状態に陥る要因やパターンの把握

②要因別、パターン別に効果的な支援のあり方の検討

③効果的な支援を展開するために必要な制度のあり方、支援システムのあり方についての検討

を進めていく必要がある。

今回の研究にあたっては、栃木県内の各関係機関の専門職に事例の提供、今後の高齢生活困窮者支援に関する、意見の表明等において多大なる協力をいただいた。ここでお礼申し上げたい。

ご高覧いただき、ありがとうございました。